

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：健康・検診

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	助成金	健康	透析通院費助成	健康福祉課	①駅、バス停から公共交通機関を利用した場合	往復の乗車料金	通院に必要な交通費	人工透析を受ける者	
					②自家用車、バイク等を利用した場合	20円/km×月の回数			
					③タクシーを利用した場合	①の乗車料金を限度			
2	助成金	保健	任意予防接種費助成	健康福祉課	インフルエンザワクチン	全額	年度につき1回 (ただし、13歳未満の者は2回)	妊婦、18歳以下の者(満19歳となる年度まで)	
					麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)	5,000円(超えない場合は実額)	1回	① 妊婦と同居している者 ② 妊娠を希望する女性又は妊娠する可能性の高い女性 ③ 上記②の女性と同居している者	
					風しんワクチン	3,000円(超えない場合は実額)			
					高齢者肺炎球菌ワクチン	5,000円(超えない場合は実額)	1回	当該年度に65歳以上になる者 ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 ① 定期接種対象者 ② 過去に接種を受けた者	
3	助成金	保健	定期予防接種費助成	健康福祉課	子どもの定期予防接種(四種混合、麻疹、風疹、麻疹風疹混合、日本脳炎、BCG、肺炎球菌、ヒブ、ヒトパピローマウイルス、水痘、B型肝炎)	全額	定期予防接種で定められている回数	定期予防接種で定められている年齢	
					高齢者肺炎球菌ワクチン	5,000円(超えない場合は実額)	1回	65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる者	
4	助成金	保健	妊婦健康診査及び乳幼児健康診査助成	健康福祉課	妊婦一般健康診査受診票	14枚	妊婦健診	妊婦	
					乳児一般健康診査受診票	2枚	乳児健診		
					精密健康診査受診票		精密県費用		
5	助成金	保健	妊婦歯科検診助成	健康福祉課	妊婦歯科検診受診票	1枚	委託料に定められた金額	妊婦	
6	助成金	保健	妊産婦健康診査通院支援助成	健康福祉課	申請書	妊婦健診1回につき2,000円助成		妊婦	
7	助成金	保健	新生児聴覚検査費助成	健康福祉課		検査にかかる実費	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)の初回検査費用	保護者が出産した新生児(概ね生後3ヵ月まで)とし、検査を希望する保護者	

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：健康・検診

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
8	助成金	保健	フッ化物塗布助成	健康福祉課		フッ化物塗布に要する費用の実額	・年齢が2歳6か月から6歳6か月までの者とする。 (ただし、年齢が3歳6か月から6歳6か月までの者は、町内の保育園に入園していない者に限る。)		
9	助成金	保健	一般不妊治療費等助成	健康福祉課	申請書	15万円まで/年度	産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関における自己負担金又は人工授精に要した費用の額(文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除く。)	不妊治療を行う者	
10	助成金	保健	特定不妊治療費等助成	健康福祉課		15万円まで/年度	医療保険が適用されず、治療費が高額である体外受精及び顕微授精(「特定不妊治療」という。)を受けている夫婦であって以下の費用 ①入院費、食事代、病衣代、文書料及び凍結保存管理料並びに不育症患者について着床前診断を行うための特定不妊治療 ②卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づきやむを得ず治療を中止した場合 以下は助成の対象外 ①夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療 ②夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとするもの ③夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の子宮に入れて、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとするもの	妻の年齢が43歳未満の者	
11	助成金	保健	産婦健康診査事業	健康福祉課	産婦健康診査受診票	2枚、1回につき上限5,000円	・産後2週間程度及び1か月程度の時期のそれぞれ1回、対象となる産婦健診(母親の問診・診察・体重測定・血圧測定・尿検査・こころの健康チェックの費用)を受診した費用(全2回)	美郷町に住所を有する者で、産後約2週間及び1か月の産婦	
12	助成金	保健	産後ケア事業	健康福祉課	申請書	・乳房マッサージ 1,000円/1回(7回まで) ・上記以外 全額助成	①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導 ②産婦及び乳児に対する保健指導 ③褥婦及び産婦に対する乳房管理(乳房マッサージを含む) ④褥婦及び産婦に対する心理的ケア ⑤育児に関する指導や育児サポート ⑥その他生活全般において必要な事項	美郷町内に住所を有し、育児支援を必要とする産後4月未満の母親及び新生児又は乳児で、次のいずれかに該当する者 ①産褥期の身体機能の回復に不安があるもの ②育児に対する不安のある者 ③その他産後の日常生活について支援を必要とする者	
13	助成金	保健	健康診査	健康福祉課	特定健康診査	500円	集団及び委託医療機関での特定健診	国民健康保険加入者で40~74歳の者	オプション検査への補助もあり
					後期高齢者健診	無料	委託医療機関での健診	後期高齢者医療保険に加入している者	

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：健康・検診

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
14	助成金	保健	がん検診	健康福祉課	胃がん検診	自己負担金：1,000円 国民健康保険加入者は費用徴収額の2分の1の金額とする 後期高齢者医療制度に規定する後期高齢者医療の被保険者及び生活保護受給者は無料	胃がん検診	美郷町に住所を有する者で、40～89歳の者	
					大腸がん検診	全額	郵送法による大腸がん検診	美郷町に住所を有する者で、40歳以上の者	
					肺がん検診	全額	肺がん検診	美郷町に住所を有する者で、40歳～64歳の者	必要な者には喀痰検査も無料で実施
					結核・肺がん検診	全額	結核肺がん検診	美郷町に住所を有する者で、65歳以上の者	必要な者には喀痰検査も無料で実施
					乳がん検診（集団検診）	自己負担金：1,000円 国民健康保険加入者は費用徴収額の2分の1の金額とする （ただし、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳は無料）	検診車での乳がん検診	美郷町に住所を有する者で、40歳以上75歳未満の者	
					乳がん検診（個別検診）	自己負担金：1,000円 （ただし、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳は無料） 後期高齢者医療制度に規定する後期高齢者医療の被保険者及び生活保護受給者は無料	委託医療機関での乳がん検診	美郷町に住所を有する者で、40歳以上の者	
					子宮頸がん検診（個別検診）	自己負担金：1,000円 （ただし、20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳は無料） 後期高齢者医療制度に規定する後期高齢者医療の被保険者及び生活保護受給者は無料	委託医療機関での子宮頸がん検診	美郷町に住所を有する者で、20歳以上の者	
					HPV検査	自己負担金：1,000円 （ただし、20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳は無料） 後期高齢者医療制度に規定する後期高齢者医療の被保険者及び生活保護受給者は無料	HPV検査	美郷町に住所を有する者で、20歳以上75歳未満の者	
					ペプシノゲン検査	自己負担金：2,300円	ペプシノゲン検査	美郷町に住所を有する者で、40歳以上の者	
					前立腺がん検査	自己負担金：400円	前立腺がん検査	美郷町に住所を有する者で、50歳以上の者	
					胸部CT（ヘリカルCT）検診	自己負担金：1,500円	胸部CT（ヘリカルCT）検査	美郷町に住所を有する者で、40歳以上の者	
PET - CTがん検診	20,000円の補助	PET - CTがん検診	美郷町に住所を有する者						

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：健康・検診

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
15	助成金	健康	骨髄バンクドナー支援事業助成金	健康福祉課		日数×25,000円（1回の骨髄等の提供につき最大175,000円）	骨髄等の提供のための以下の通院等を日数としてカウント <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断のための通院 ・自己血貯血のための通院 ・骨髄等の採取のための入院 	次のすべての要件を満たすもの ①美郷町の住民基本台帳に登録されている者 ②骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者 ③町税、その他町の徴収金を滞納していない者 ④他の制度、他の自治体の制度等による同種同類の助成を受けていない者 ⑤ドナー休暇（骨髄等の提供に際しボランティア休暇の取得が可能な場合はボランティア休暇を含む）の取得が可能な企業、団体等に属していない者	
16	助成金	健康	服薬支援助成事業	健康福祉課		1,000円/月額 ※服薬支援機を貸与する事業者に対して、町から1,000円を支払う方法により助成（貸与事業者は、レンタル料から1,000円を差し引いて、利用者に請求）	服薬支援機のレンタル料	町内に住所を有する服薬支援が必要な者で、住民税非課税世帯に属する以下の者。 ①おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」）のみで構成される世帯 ②障害者のみで構成される世帯 ③高齢者及び障害者のみで構成される世帯 ④その他町長が特に必要と認める世帯	